



## 特別障害者・障害児福祉手当、 特別児童扶養手当のご案内

### ■対象

#### 【特別障害者手当】

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある在宅の20歳以上の人。

#### 【障害児福祉手当】

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある在宅の20歳未満の児童。

#### 【特別児童扶養手当】

身体または精神に中度以上の障がいがある（日常生活において、介護・支援を必要とする疾病・傷病を持つ）在宅の20歳未満の児童を養育している人。

### ■支給額（月額）

- ・特別障害者手当 26,810円
- ・障害児福祉手当 14,580円
- ・特別児童扶養手当 1級 51,450円  
2級 34,270円

※所得制限あり。長期入院等で対象外となる場合あり。  
詳しくは、お問い合わせください。

### ◎問い合わせ

本庁 障がい福祉課 障がい総務係  
☎40-7251 FAX40-7379 ✉shogaifukushi@city.saga.lg.jp



## 佐賀市文化会館中ホール 改修工事のお知らせ

中ホール内の舞台床機構の改修工事を実施する予定です。改修工事期間中は、中ホールを利用できません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

※大ホール、会議室など他の施設は通常どおり利用できます。

### ■工事期間 平成31年1月4日（金）～31日（木）

※平成30年1月5日（金）から行う平成31年1月分の施設利用受付では、中ホールの受付はできません。



### ◎問い合わせ

佐賀市教育委員会 文化振興課 文化振興係  
☎40-7369 FAX26-7378 ✉bunkashinko@city.saga.lg.jp  
※施設利用受付について  
（公財）佐賀市文化振興財団（佐賀市文化会館）  
☎32-3000 FAX32-3736 ✉magpie@mte.biglobe.ne.jp



# 佐賀市 掲示板



## 冬の交通安全 県民運動

■期間 12月13日（水）～22日（金）の10日間

### ■運動の重点

#### ①追突事故の防止

追突事故防止のための「みつつの3運動」を実践しましょう。

- ・3秒間の車間距離確保
- ・進路変更は3秒前、右左折は30メートル手前で合図（方向指示器の作動）
- ・3分前の出発（早めに出発してゆとりある運転を心がけましょう）

#### ②早めのライト点灯（原則ハイビーム）による夜間の交通事故防止

冬季は、夕暮れから日没までの時間が急速に早まるため、早めにライトを点灯するよう心がけましょう。

#### ③飲酒運転の根絶

忘年会などで飲酒の機会が増える時期は、特に気を引き締め、「飲酒運転をしない・させない」ことを徹底しましょう。

「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」



### ◎問い合わせ

生活安全課 交通安全・防犯係（アイ・スクエアビル1階）  
☎40-7012 FAX40-2050 ✉seikatsuanzen@city.saga.lg.jp



## 多布施川ホテルサミットに 参加しませんか

多布施川水系のホテル保護ネットワークづくりについて考えます。

■日時 12月17日（日）13時30分～15時30分

■場所 さが水ものがたり館

■参加料 無料

■定員 50人

※事前申込不要です。



### ◎問い合わせ

佐賀環境フォーラム水環境班 ✉mizukan\_saga@yahoo.co.jp  
本庁 環境政策課 ☎40-7202 FAX26-5901